審　査　基　準

令和７年３月６日作成

法　　令　　名：	質屋営業法
根　拠　条　項：	第４条第１項
処　分　の　概　要：	営業所の移転の許可
原権者（委任先）：	徳島県公安委員会
法　令　の　定　め：	質屋営業法第３条第１項第11号（許可の基準） 第７条（保管設備） 質屋営業法施行規則第１条（申請及び届出の一般的手続） 第４条第１項、第２項、第２条第５項 （営業所の移転の許可申請）
審　査　基　準：	営業所の移転が質置主の保護の観点から不適当ではなく、かつ、移転先の営業所において使用する保管設備が公安委員会が定める基準を満たしているときに許可する。
標準処理期間：	25日
申　　請　　先：	徳島県公安委員会（申請書提出先は、営業所所在地を管轄する警察署の生活安全課又は刑事生活安全課）
問い合わせ先：	徳島県警察本部生活安全企画課（電話　代表088-622-3101）又は警察署の生活安全課若しくは刑事生活安全課
備　　考：	